青森市

青森市の『にも包括』の取組

青森市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、東地方保健所や他町村(平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村)とも連携しながら、協議の場の活性化に取り組んでいます。

1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報

青森市

青森市は、青森県のほぼ中央に位置し、本州と北海道を繋ぐ交通と物流の要衝として北東北における交通・行政・経済・文化の拠点都市です。

八甲田連峰や陸奥湾などの美しい自然に囲まれ、四季 折々の景観や、りんご、カシス、ナマコやホタテなど豊富な 食材、日本を代表する火祭り「青森ねぶた祭」、世界遺産 三内丸山遺跡をはじめとした縄文遺跡群が等があります。



- ・相談支援事業所ガイドマップの作成
- ・障害福祉サービスに向けた事業所ガイドマップ (居住系、就労系、生活介護、障害児通所系)の作成
- 相談支援連絡会議(全体、委託、圏域)
- ・ 障がい者自立支援協会の開催 年4回

4部会:みんなの未来部会、相談支援部会、

就労支援部会、障がい児部会

・地域生活拠点の設置 1か所

基本情報(都道府県等情報)						
障害保健福祉圏域数(R6年12月時点)					1	か所
市町村数(R6年12月時点)					1	市町村
人口(R <mark>6</mark> 年12月時点)			1	263	,804	人
精神科病院の数(R6年12月時度	点)				6	病院
精神科病床数(R6年12月時点))			1	,100	床
入院精神障害者数		合計			782	人
(R <mark>5</mark> 年6月時点)	3か月未満(%	・ 構成割合)			201	人
)・1色/火山10/			25.7	%
	3か月	以上1年未満			188	人
	(%	:構成割合)			24.0	%
	1 年171 上 (0/	1年以上(%:構成割合)			人	
	T + MI (70	0.0		0.0	%	
	うち65歳未満		101			人
	うち65歳以上		292		292	人
	入院後3か月時点 入院後6か月時点 入院後1年時点				-	%
退院率(R●年●月時点)					%	
			-		-	%
相談支援事業所数	基幹相談支援センター数					か所
(R <mark>6</mark> 年12月時点)	一般相談支援事業所数				18	か所
	特定相談支援事業所数				か所	
保健所数(R6年12月時点)	(+ + - + + + + + + +			1		か所
(自立支援)協議会の開催頻度(R5年度)	(自立支援)協議会の開催頻度 精神領域に関する議論を 行う部会の有無		右		4	回/年
精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築に向けた保 健・医療・福祉関係者による協 議の場の設置状況(R6年12月 時点)	都道府県					か所
	障害保健福祉圏域	有•無		/		か所/障害圏域数
	市町村	有∙無	1	/	1	か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要(全体)

青森市では、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(以下、『にも包括』という。)の構築に向けて、東地方保健所、町村、相談支援事業者、医療機関、その他関係機関等との連携体制の整備を図るために地域相談支援連絡会等を開催している。

- 1 地域相談支援連絡会
 - •年2回程度開催している(R5年度は3回開催)。
 - ・にも包括の構築に向けた取組のロードマップ作成と実際の取組等
- 2 ピアサポーターの養成
 - ・年1回、地域活動支援センター I 型3か所と保健予防課(市保健所)、障がい者支援課とで 企画運営
- 3 精神保健福祉関係職員連絡会
 - 管内の精神科病院の職員を対象に保健予防課が中心となって会議を運営
- 4 措置入院者退院後支援
 - 青森県措置入院者退院後支援マニュアルに基づき、保健予防課で実施。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

平成18年12月 相談支援事業所連絡会議開始 平成23年12月 地域相談支援連絡会開始 地域相談支援連絡会(年2回) 平成24~26年度 平成27年10月~ ピアサポーター養成研修開始 平成27年12月 地域相談支援連絡会 ⇒ 病院毎に目標値を設定 地域相談支援連絡会⇒ 病院毎の取り組みをモニタリング 平成28年6月 東青地域生活支援広域調整会議と合同開催 平成29年12月~ (平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村も参加) 地域相談支援連絡会に地域包括支援センターが参加 令和元年6月~ 令和2年12月 地域相談支援連絡会を精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 協議の場として設置 令和3年6月、12月 オンラインで地域相談支援支援連絡会を実施 地域移行支援のリーフレットの作成(改訂版) 令和4年7月、12月 高齢の長期入院者の退院に向けた連携フローの作成、 地域移行支援ポスターの作成 令和5年8月、11月 自身の所属する属性・要素(医療機関、相談支援、地域包括、行政等)に 令和6年1月に分かれ、課題を整理し、改善への取組をロードマップ化

4

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

【令和5年度以前のもの】

・医療機関と地域の相談支援事業所が連携し、相談支援事業所が病棟で入院患者からの相談を受ける機会を作り

・このチームのチーム 名が「FRONTIER(フロン ティア)」。

ました。

・現在もフロンティア活動は継続中です。

コロナ前のフロンティア活動

「なんでも相談会」を 開催しよう

- 意すは地域移行ありきではなく、話すことはなんでもいいので患者さんと会ってみよう!
- ◎ 退院へ向けての芙蓉会病院内の雰囲気をあたためよう!

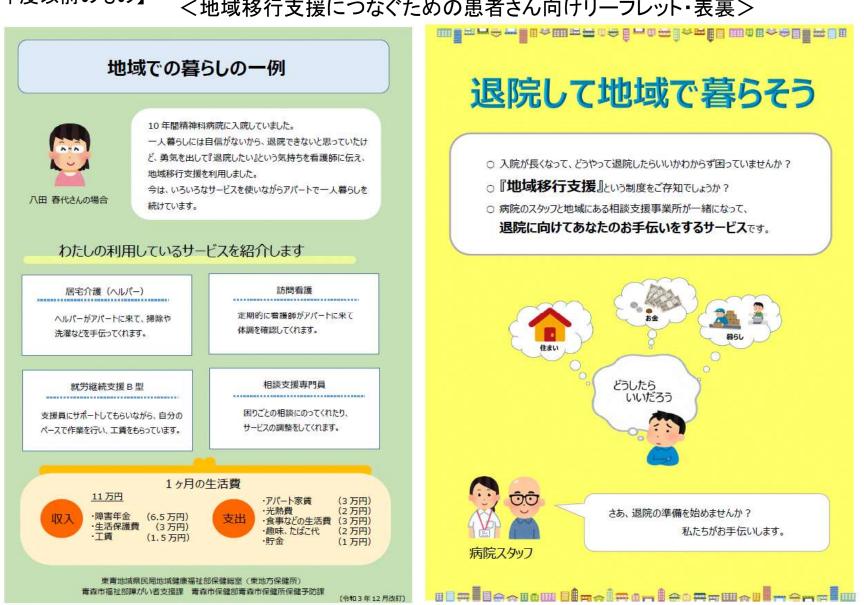






【令和5年度以前のもの】

く地域移行支援につなぐための患者さん向けリーフレット・表裏>



【令和5年度以前のもの】

<地域移行支援につなぐための患者さん向けリーフレット・中>



【令和5年度以前のもの】

高齢の入院者が地域移行支援を利用して地域で生活するまでの各機関の役割や流れ

0 0 0

担

▲本人に対する退院後の生活の希望の確認方法◆ 病院では、主に次の2つの場合がある

- ▶ 主治医が本人の意向を確認し、病棟スタッフ (精神保健福祉士、看護師、作業療法士等)へ 伝える
- ▶ 病棟スタッフ(特に精神保健福祉士が中心と なって)が本人の意向を確認し、主治医へ退院 に向けて相談する



▲地域移行支援へつなぐまでの院内の流れ▲

 院内のカンファレンスを定期的に行い職種間 で本人の意向や経過を確認する 👩 🧥



精神保健福祉士が、本人へ地域移行支援に ついて説明し、相談支援事業所に連絡する

◆地域移行支援につながるまでの各機関の役割◆

日頃から顔の見える連携体制を作り、連携強化

を進めるために、病院へ支援機関が集まり情報交

相談 支

援

事

業

所

を

紹

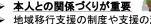
◆地域移行支援の利用までの各機関の役割◆

【病院】

- ▶ 院内の多職種(主治医、精神保健福祉士、看護 師、作業療法士、薬剤師等)でカンファレンスを 行い、本人のこれまでの治療経過や生活歴等 (本人の生活課題のみならず、興味関心、スト レングスなど)について整理しておく
- 看護師は本人とのかかわりの時間が長くなるた め、看護サマリー等の情報も重要
- 介護保険の利用が見込まれる場合は、精神保 健福祉士等が介護保険の申請を進めていく
- 家族等へ本人の意向や退院に向けた経過を伝 える



【相談支援事業所】



- ▶ 地域移行支援の制度や支援の流れについて本 人や家族へ説明する(受け身にならならず、主 体性を持ってかかわる)
- 本人との面談をとおして、本人の思いを把握し、 地域移行支援利用の意向を確認する
- 介護給付費の利用が見込まれる場合は、障害 支援区分の申請も検討しておく

【地域包括支援センター】

▶ 相談支援事業所が本人と面談をする際に同席 し、介護保険サービスやケアマネ等の情報提供 を行う

認定調査やサービス等利用計画の確認を行い、

地域移行支援の支給決定がスムーズに行われ

るようにする

【行政】

【相談支援事業所】

- 病院スタッフから連絡があったら、本人への面 会に行く
- ▶ 病院で行われる相談会等への参加

【地域包括支援センター・ケアマネ】

介護保険の利用に向けた勉強会などの機会を 提供

【行政】

【共通】

換などを行う

相談支援

行政

▶ 地域移行支援や退院後に利用できるサービス などの制度説明(出前講座)、制度の周知

◆地域移行支援利用中の役割や動き◆

- ▶ 初回月は相談支援事業所の訪問回数は 多くなり、本人との関係性を築いていく
- 病院スタッフと相談支援事業所とで、本人 の不安や退院先の希望を確認しながら進 め方を整理する



- 介護保険の申請を行う時期となり、あらか じめ介護保険サービスの利用が見込まれ る場合は、病院の精神保健福祉士等が早 い段階で申請手続きを支援することも考 えられる
- 本人の不安や気持ちの揺らぎを受け止め ながら本人のペースに合わせて支援展開 していく

援の

支

定

用

開

- ♪ 介護度がわかったら、担当することになる ケアマネと一緒に本人の面談を行う
- 介護度に合わせた本人の住居先等の見 学や体験利用を進めていく
- ▶ 住居先の見学や体験利用の際は、相談 支援事業所のみならず、ケアマネにも同 席してもらい退院後の生活に向けたアセ スメントを深めていく

【6ヶ月目(退院月)】

- ▶ 退院後の生活に必要な物を準備する段階 になると、相談支援事業所が病院へ来る 回数が増える。
- ▶ 退院後に訪問看護を利用する場合は、病 院が退院前訪問を行い、服薬方法や生活 環境について確認しておく
- 退院後の生活費等について、生活保護の 利用が見込まれる場合は、退院先がある 程度決まった段階で、生活保護の申請や 相談に行く(概ね2週間で生活保護の結 果がでるが、退院後の本人の生活に支障 が出ないように注意する)

退院先が決まり・・・

◆退院までに整理すること◆

【共同で行うこと】

- ▶ 本人の病状悪化のサインや病状 悪化を防ぐために本人や支援者 が何をするかを可視化したクライ シスプランの作成
- 入居に必要な手続き(家賃の支払 い、ライフライン等の契約)や足り ない物等の確認
- ▶ 退院日の動き、役割の整理

【病院】

- ▶ 看護サマリーを整理し、退院先の 施設や訪問看護事業所等へ情報 提供する準備
- 通院先(精神科以外も含む)への 紹介状の作成
- 初回の受診日の確認(精神科以 外も含む)
- 服薬方法、薬剤管理方法の確認

【相談支援事業所】

- 地域定着支援、自立生活援助の 利用に向けた調整
- 病状悪化時に医療につなぐ場合 の支援体制と受入体制について
- ケアマネに引き継ぐ場合、退院後 の本人へのかかわる頻度や支援 終了時期の確認

【地域包括支援センター・ケアマネ】

- ケアプランの作成、介護サービス の利用調整
- ▶ 退院後、障害福祉サービスの利 用が見込まれる場合(併給等)退 院時までに支給決定が受けられる ように調整

当者 会 退 院 前

会

議

会

議の

開

<令和5年度の取り組みに際して設定した指標に関する成果・効果>

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (昨年度当初)	実績値 (昨年度末)	具体的な成果・効果
①地域課題の洗い出し	_	実施済	自身の所属する属性・要素(医療機関、相談支援、地域包括、行政等)が『今できていること』『地域をよくするためにやってみたい取り組み』を整理し、他の属性・要素に対して、『にも包括』構築に向けて期待すること』を整理した。
②推進に向けた取組の検討	_	実施済	同じ属性・要素で「あったらいいな」と考える 取り組みと、他の属性・要素と連携して「あっ たらいいな」と考える取り組みを整理した。
③推進に向けた具体的な取組を決める	_	実施済	具体的な取組に関してのロードマップを策定した。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

相談支援事業所と行政機関との連携体制や委託と指定特定の役割や協力体制が明確になっている。地域移行支援を行っている事業所が、精神科病院とのスムーズな連携が取れている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方	5針に対する役割(取組)
		行政	進捗管理
協議の場において策定した各	 各グループの進捗管理の担当者の明確化	医療	取組内容に基づき役割を実施
│ グループの取組に差が出てい │ る。	と行政担当者の積極的な関与を行う。	福祉	取組内容に基づき役割を実施
		その他関係機関・住民等	_
		行政	
		医療	
		福祉	
		その他関係機関・住民等	

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (今年度末)	見込んでいる成果・効果
①取組に関するロードマップの遂行			様々な取組が実施される。
2			
3			

6

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

【にも包括構築の体制】

障がい者支援課と保健予防課、東地方保健所が協働して協議の場を運営しており、精神科病院、相談支援 事業所、地域包括支援センター、法テラス等が参加している。

所管部署名	所管部署における主な業務
障がい者支援課	障がい者手帳の交付・受付等、障害福祉 サービス等の決定等、基幹相談支援セン ターの運営、自立支援協議会の運営、に も包括協議の場の運営
保健予防課	精神保健福祉相談、自殺対策、にも包括 協議の場の運営

連携部署名	連携部署における主な業務
高齢者支援課	基幹型地域包括支援センターの運寧等
あおもり親子はぐくみプラザ	要対協の運営、母子保健、乳幼児健診等
東地方保健所	精神保健福祉相談、措置入院等の調査・ 決定等

	各部門の連携状況	強み・課題等
保健	①保健予防課が中心となり、管内の精神科病院を対象に連絡会を実施している。 ②メンタルヘルスの課題をかける母子への支援がスムーズ	①保健所と病院との連携がスムーズに行えている。 ②保健予防課とあおもり親子はぐくみプラザが隣接しているため 連携がしやすい。
医療	管内にある精神科病院で行った『なんでも相談会』を他 の精神科病院でも取り組めるように情報交換を行って いる。	・取組が少しずつ広がっている。 ・地域移行支援を利用する医療機関に偏りがある。
福祉	・5箇所の委託相談支援事業所による委託会議、5箇所の圏域毎に圏域会議を実施している。 ・委託相談支援事業所と地域包括支援センターの担当 地域と合わせている。	・必要な情報等がスムーズに共有できる体制となっている。
その他関係機関・住民等	必要に応じて青森市障がい者自立支援協議会で取組 状況を情報提供する体制がある。	・自立支援協議会には当事者が委員として参加している。

7

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項等(課題・強み等)
地域相談支援連 絡会	行政(保健、障害福祉、高齢)、 相談支援事業所、地域包括 支援センター、精神科病院、 法テラス、精神保健福祉セン ター	2回/年	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた各種取組の行動プランの作成等	・病院ごとに取組に差が出ている ・長期入院者が地域移行支援の利用に つながる ・様々なツールの作成
事務局打ち合わせ	障がい者支援課、保健予防 課、東地方保健所	4回程度/年	地域相談支援連絡会の進 め方の確認、会議後の振 り返り	・県保健所と市とで協働して進めている

【その他事項】 ※協議の場運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載ください

・参加者の協力を得ながらさまざまな取組を進めているところであるが、その取組状況を均一化し、拡大していくための方策を検討する必要がある。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた スケジュール(今年度)

短期目標 (今年度)	行動プランの見直しと確実な実施		
スモール ステップ	行動プランを見直し、実施可能なプランを策定する		
時期(月)	実施内容	具体的な取組	
R6年7月	協議の場の開催	前年度に医療機関、相談支援事業所、行政等のグループごとに策定した「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進に向けた行動プランのブラッシュアップを実施した。	
R7年2月	協議の場の開催	R6年7月の協議の場でブラッシュアップした行動プランの実施 状況の共有と次年度に向けた取り組みを検討する予定。	